

環境省の所管する競争的研究資金制度における不適正経理に係る研究費の執行停止等に関する規程の一部を改正する規程（案）について

平成17年9月の関係府省庁連絡会申し合わせによる「競争的資金の適正な執行に関する指針」に対応し、従来、環境省から配分される競争的資金について、不正受給を含めて「不適正な経理処理」と取り扱っていたところ、今般、「不正受給」を定義として明確化するとともに、必要な措置を定めることとした。

・「不正受給の定義」の明確化

- ・・・従来では、「不適正な経理処理」としていたところ、「不正受給」の定義を「偽りその他不正な手段により環境省の所管する競争的研究資金制度における研究費を受給した場合」と明確に定めた。

・「必要な措置」

申請資格の制限

- ・・・従来からの規程に加え、不正受給をした研究者又は当該不正受給に共謀した研究者について、研究費の執行停止等を行った年度の翌年度以降5年間申請資格の制限をすることとした。